

## 「2024年10月からの社会保険適用拡大に係るQ&Aが公開」

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

### 「特定適用事業所」に該当とは？

2023年10月から2024年8月までの各月のうち、厚生年金保険の被保険者の総数が6ヶ月以上50人を超えたことが確認できる場合は、特定適用事業所に該当したものとして扱います。



### 「短時間労働者」として加入対象者とは？

- ・週の所定労働時間が20時間以上
  - ・所定内賃金が月額8.8万円以上
  - ・2か月を超える雇用の見込みがある
  - ・学生ではない（定時制等を除く）方
- 上記の全てに該当する場合は、加入対象者です。



### 【厚生労働省から公開されたQ&A】※一部を抜粋

Q：最初の雇用期間が2月以内である場合は、当該期間を超えて使用されることが見込まれることとして取り扱われることはないのか。

A：次の（ア）又は（イ）に該当する場合は、最初の雇用期間に基づき使用され始めた時に被保険者の資格を取得することになります。（ア）就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されていること。（イ）同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があること。

Q：所定内賃金が月額8.8万円以上かの算定対象となる賃金には、どのようなものが含まれるのか。

A：所定内賃金が月額8.8万円以上かの算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。

ただし、以下の①から④までの賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q & A集」 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240124T0010.pdf>

## 「その他トピックス」

### ①「大手回転寿司チェーンに中央労基署が是正勧告」

東京都内の店で働く男性アルバイトの5分未満の労働時間を切り捨て賃金を支払っていないとして、中央労働基準監督署からは正勧告を受けた。  
★POINT：労働基準法では労働時間は1分単位で計算するのが原則と解釈されている。

<https://mainichi.jp/articles/20240110/k00/00m/040/179000c>

### ②「来年度の協会けんぽの健康保険料率」（2024年3月分の保険料から改定される見込み）

令和6年度 都道府県単位保険料率の決定について（案）

- 東京都 → （旧）10.00% （新）9.98%
- 大阪府 → （旧）10.29% （新）10.34%

なお、介護保険料率は全国一律で1.82%から1.60%に引下げになる予定。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/direction/dai128kai/2024012903.pdf>

### ③「所得税の定額減税の概要公開」（6月支給分以降の給与計算への影響が見込まれる）

通常国会へ税制改正法案が提出される予定。法案が成立した場合には、2024年6月から定額減税が実施される。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2024/20240119teigakugenzei.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20240119teigakugenzei.html)

## 「令和6年 新人・若手社員実践力アップ研修」のご案内

### ＜セミナー内容＞

社会人としての心がまえをはじめ、ビジネスマナーや仕事におけるコミュニケーションなど、新人・若手社員に必要な意識・知識・行動が身につく内容となっております。

- ・開催日時：令和6年4月25日（木）
- ・時間：9時30分～16時
- ・対象：令和6年度新入社員  
第二新卒/中途採用/入社3年以内の若手社員
- ・会場：大阪市立青少年センター  
KOKO PLAZA（新大阪）
- ・受講料：5,000円（税込）/名

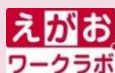


セミナー開催のイメージです。お気軽にお問い合わせください。

## 「今月の無料相談会」

| 開催場所 | 日時・場所                                                  | 備考                                        |
|------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 京都   | 日時：2/8（木）13:00-17:00<br>場所：京都リサーチパーク<br>4号館3階 BIZ NEXT | ※ご予約不要です。<br>お気軽にお越し下さい。<br>（BIZ NEXT受付へ） |
| 大阪   | 2月は実施の予定なし                                             | —                                         |
| 東京   | 日時：2/15（木）10:00 - 17:00<br>場所：ビジネスエアポート東京              | ※要予約になります。<br>事前に下記問合せ先まで<br>ご連絡下さい。      |

～発行元～



社会保険労務士法人えがおワークラボ

代表社員 上田 恭子

（特定社会保険労務士、組織力診断士）

＜スタッフ：社労士5名、行政書士1名、職員13名＞

＜えがおワークラボグループ＞

京都オフィス 〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階

TEL：（075）352-2848 FAX：（075）320-3689

東京オフィス、大阪オフィス、松山オフィス

【お問合せ】 [info@egaoworklabo.or.jp](mailto:info@egaoworklabo.or.jp)（えがお事務局）